

平成27年度予算見積調書

課室名：生徒指導課
 担当名：総務・登校支援・心の教育担当
 内線：6745 (単位：千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業	
B67	いじめ・不登校対策相談事業			一般会計	教育費	教育総務費	教育連絡調整費	いじめ・不登校総合対策費	
事業期間	平成19年度～平成30年度	根拠法令	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第48条 いじめ防止対策推進法第14条第3項他			戦略項目	06 時代に応え未来を拓く人材育成		
						分野施策	020102 子どもたちの豊かな心の育成と非行防止・立ち直りの支援		
1 事業の概要 不登校・いじめの解消を図るため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置及び中学校相談員配置事業を実施する市町村への助成等を行うことで、教育相談体制を整備・充実する。 (1) スクールカウンセラー配置事業 335,507千円 (2) 精神科医の配置 488千円 (3) 相談員研修事業 498千円 (4) スチューデントサポーター派遣事業 385千円 (5) 高校相談員配置 51,235千円 (6) スクールソーシャルワーカー配置 65,543千円 (7) いじめメール相談 319千円 (8) 中学校配置相談員助成事業 285,121千円 (9) いじめ防止対策推進法関係事業 21,582千円				5 事業説明 (1) 事業内容 ア スクールカウンセラー配置事業 335,507千円 スクールカウンセラーを全公立中学校、県立高校、教育事務所、総合教育センターに配置 イ 精神科医の配置 488千円 総合教育センターに精神科医師を配置 ウ 相談員研修事業 498千円 各市町村が配置している相談員に対して研修を実施し、資質を向上 エ スチューデントサポーター派遣事業 385千円 大学生ボランティアを中学校相談室や教育支援センター等に派遣 オ 高校相談員配置 51,235千円 不登校生徒を多く受け入れている県立高校に相談員を配置 カ スクールソーシャルワーカー配置 65,543千円 福祉及び教育の知識・経験を有するスクールソーシャルワーカーを配置 キ いじめメール相談 319千円 いじめメール相談フォームを活用し、いじめの早期発見・早期対応 ク 中学校配置相談員助成事業 285,121千円 中学校相談員の配置事業を実施する市町村に対し、助成金を交付 ケ いじめ防止対策推進法関係事業 21,582千円 平成25年6月に制定された「いじめ防止対策推進法」の規定に基づき、いじめ防止対策を充実					
2 事業主体及び負担区分 (1) (6) (国1/3・県2/3) (2)～(5) (7)～(9) (県10/10)				(2) 事業計画 ア 相談員等配置及び派遣 スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を配置し、教育相談体制を整備する。 イ いじめメール相談 いじめを見かけた子供、第三者からのいじめ情報を携帯電話等から通報できる入力フォームを運用する。 ウ 中学校配置相談員助成 相談員配置を実施する市町村に対し、助成金を交付する。					
3 地方財政措置の状況 (1) (6) (区分) 中学校費 (細目) 教職員経費 (細節) 教職員経費 (積算内容) いじめ対策等総合推進事業				(3) 事業効果 スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を中学校に配置するとともに、大学生等を教育相談補助として派遣し、教育相談体制を整備・充実させることで、いじめ・不登校を抑制することができる。 公立小中学校不登校の割合：平成24年度：小0.22%・中2.42% 平成30年度：小0.19%・中2.01% (目標) 過去の実績：平成23年度：小0.25%・中2.44%、平成24年度：小0.22%・中2.42% 平成25年度：小0.24%・中2.37%					
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 9,500千円×2.0人=19,000千円									
財 源 内 訳									
予算額		国庫支出金	諸収入					一般財源	前年との対比
決定額	760,678	137,681	5,905					617,092	22,134
前年額	738,544	134,955	4,067					599,522	